２～４　（略）

５　農業支援サービス推進専門官は、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

６　（略）

（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官四人及び流通飼料専門官一人を置く。

２～５　（略）

（農地集積・集約化促進室並びに経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官）

第四十八条　（略）

２～５　（略）

６　訟務官は、命を受けて、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに同法第四十五条第一項に規定する土地（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）に基づき国庫に帰属する土地のうち主に農用地として利用されている土地（以下「国庫帰属農地」という。）を含む。）、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

７　（略）

（農村整備調査官、企画官及び集落排水資源循環専門官）

第六十三条　地域整備課に、農村整備調査官、企画官及び集落排水資源循環専門官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

２～４　（略）

（新設）

５　（略）

（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官三人及び流通飼料専門官一人を置く。

２～５　（略）

（農地集積・集約化促進室並びに経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官）

第四十八条　（略）

２～５　（略）

６　訟務官は、命を受けて、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに同法第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

７　（略）

（農村整備調査官及び企画官）

第六十三条　地域整備課に、農村整備調査官及び企画官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　集落排水資源循環専門官は、農業集落排水施設から生じた汚泥の肥料としての利用に関する情報の収集、整理及び分析、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

（地方参事官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官六十人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官七人及び輸出対策推進官七人を置く。

２　（略）

３　地方調整官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関し調整を要する重要事項に関する事務を行う。

４　持続的食料システム戦略推進官は、命を受けて、持続的な食料システムの確立に関する事務のうち地方農政局の所掌に係るものに関する企画及び立案に関する事務を総括する。

５　輸出対策推進官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括する。

（調整官、企画官、地域農政調整官及びデジタル変革推進専門官）

第百六十条　企画調整室に、調整官二人、企画官三人（東北農政局にあっては、四人）、地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）及びデジタル変革推進専門官一人を置く。

２～４　（略）

５　デジタル変革推進専門官は、地方農政局の所掌事務に関するデジタル技術の活用に関する専門の事項（データのマネジメント及び活用に関するものを含む。）並びにデジタル技術を活用した事務の運営の改善及び効率化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

（地方参事官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十四人を置く。

２　（略）

（新設）

（調整官、企画官及び地域農政調整官）

第百六十条　企画調整室に、調整官二人、企画官三人（東北農政局にあっては、四人）及び地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）を置く。

２～４　（略）

（新設）